

## 「袴田事件」第2次再審請求差戻し後即時抗告審決定に関する会長声明

本日、東京高等裁判所第2刑事部は、いわゆる「袴田事件」に関する再審請求事件（有罪の言渡を受けた者：袴田巖氏、請求人：袴田ひで子氏）について、2014年（平成26年）3月27日に静岡地方裁判所が行った再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却した。

本件は、1966年（昭和41年）6月30日未明、静岡県清水市（現：静岡市清水区）のみそ製造販売会社専務宅で一家4名が殺害され、放火されたという住居侵入、強盗殺人、放火事件であり、袴田巖氏が同事件の被疑者として逮捕・起訴され、1980年（昭和55年）12月に袴田巖氏に対する死刑判決が確定している。しかし、袴田巖氏は、当初より無実を訴えており、現在、袴田巖氏の姉である袴田ひで子氏が第2次再審請求を行っている。

第2次再審請求の経過であるが、2008年（平成20年）4月25日に第2次再審請求が申し立てられ、上記のとおり、2014年（平成26年）3月27日に静岡地方裁判所は再審を開始するとともに、死刑及び拘置の執行を停止する決定を行い、袴田巖氏は釈放された。しかし、検察官は、この決定に対して即時抗告を行い、2018年（平成30年）6月11日、東京高等裁判所は再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。これに対し、請求人が特別抗告を行ったところ、2020年（令和2年）12月22日、最高裁判所は、東京高等裁判所の上記決定を取り消し、本件を東京高等裁判所に差し戻すとの決定を行い、この決定を受けて、東京高等裁判所第2刑事部において差戻し後即時抗告審の審理が行われていた。

本件の確定判決では、事件発生から1年以上が経過してみそタンク内でみそ漬けされて発見された、いわゆる「5点の衣類」が本件の犯行着衣とされ、それが袴田巖氏のものであることが袴田巖氏の犯人性を推認させる最も中心的な証拠となっていた。

しかし、「5点の衣類」に付着した血痕の色調には赤みが残っていたところ、本日の決定は、最高裁判所の差戻し決定を受けて実施された事実取調べの結果を踏まえ、1年以上みそ漬けされた衣類の血痕の赤みが消失することが化学的機序として合理的に推測することができることから、「5点の衣類」が1年以上みそ漬けされていたことに合理的な疑いが生じており（事件から相当期間経過した後に捜査機関

がみそタンク内に隠匿してみそ漬けした可能性をも指摘している。)、「5点の衣類」が犯行着衣であり、袴田巖氏のものであること、ひいては袴田巖氏を本件の犯人であるとした確定判決の認定に合理的な疑いが生じたとして、静岡地方裁判所が行った再審開始決定を是認した。

第2次再審請求は、申立てから既に約15年が経過しており、先の静岡地方裁判所の再審開始決定からも約9年が経過しようとしている。袴田巖氏は、現在87歳と高齢であり、しかも長期間にわたり死刑囚として身体を拘束されたことによる拘禁反応の症状が見られるなど、心身に不調を来している。そのため、第2次再審請求では、袴田巖氏の姉である袴田ひで子氏が再審請求を行っているが、袴田ひで子氏も現在90歳となっている。具体的な事件の経過に鑑みれば、その救済には、もはや一刻の猶予もなく、これ以上の手続の遅延は許されない。

よって、当会は、検察官に対し、本日の決定を尊重して特別抗告を行うことなく、本件を速やかに再審公判に移行させるよう求める。

ところで、本件では、第2次再審請求の請求審において、約600点もの証拠が新たに開示され、それが再審開始の判断に強い影響を与えている。しかし、再審請求手続における証拠開示については、現行法上、明文の規定を欠いており、その実現が制度的に担保されていない。本件で大幅な証拠開示が実現したのは、裁判所の積極的な訴訟指揮によるものであるが、逆にいえば、裁判所が消極的な姿勢であれば証拠開示が実現しなかった可能性もあるのであって、時に「再審格差」とも呼ばれるように裁判所の姿勢いかんによって再審請求手続における証拠開示が左右される実情がある。

また、先にも述べたように、本件では、第2次再審請求の申立てから15年近く、静岡地方裁判所の再審開始決定から9年近くが経過した今もなお再審公判（やり直しの裁判）が始まっておらず、再審請求手続（裁判をやり直すか否かを定める手続）が続いている。そのため、袴田巖氏は、今も死刑囚の地位に留め置かれたままであり、その救済が著しく遅延している。その原因は、現行法上、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることにある。

ここ徳島でも、「徳島ラジオ商事件」（1985年（昭和60）年7月9日再審無罪判決、同月19日判決確定）と呼ばれる著名なえん罪事件が存在する。同事件でも、再審請求手続における証拠開示の不備や再審開始決定に対する検察官抗告に

よって、えん罪被害者の救済が遅延した。この経験に照らせば、えん罪被害者の速やかな救済のために、再審法改正は喫緊の課題といえる。

よって、当会は、政府及び国会に対し、えん罪被害者の速やかな救済のために、

- 1 再審請求手続における証拠開示の法制化
  - 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
- を含む刑事訴訟法の再審に関する法改正を行うよう求める。

2023年（令和5年）3月13日

徳島弁護士会

会長 瀧 誠 司